



大洲市で農業を始めてみませんか？

相談から研修・就農までの流れ

大洲市で農業を始めたい！！

相談

大洲市 農林振興課へ相談

▼ 大洲市 農林水産部 農林振興課 農商工連携係 (TEL0893-24-1727)

相談者と関係機関（市、県、JA）との合同相談会を実施

- ▼ 関係者の顔合わせ
- ▼ 就農理由、就農場所、希望作物、活用を希望する制度等の確認

研修を希望する場合

研修

農業研修施設「Pi-Nokyoたいき」で研修をしながら就農準備

【支援内容】

就農準備資金（国）

- ・対象者：就農時の年齢が49歳以下
- ・交付額：年150万円（月12.5万円）
- ・交付期間：最長2年間

農業者就農支援事業（市）

- ・対象者：就農準備資金（国）受給者
- ・交付額：就農準備資金（国）と同額
- ・交付期間：就農準備資金（国）と同期間

研修を希望しない場合

- ・就農準備（農地の確保、農業用機械の確保、栽培品目の確定等）
- ・サポートチームと相談しながら、就農計画を作成

就農

青年等就農計画（※）の認定を受け、「認定新規就農者」となる



※青年等就農計画とは：これから農業を始めようとする方が、自らの農業経営に関する目標や必要となる施設・機械等についてまとめた就農に関する計画。

補助事業の活用 ※独立自営就農時の年齢が49歳以下の方

【支援内容】

経営開始資金（国）

- ・交付額：年150万円（月12.5万円）
- ・交付期間：最長3年間

経営発展支援事業（国）

- ・補助対象：機械、施設の導入等
 - ・補助率：3/4以内（補助対象事業費上限1,000万円）
- ※経営開始資金と併用する場合は、補助対象事業費上限500万円

その他（大洲市独自の支援事業）

- ・担い手経営発展等支援事業（機械の購入費等に対する補助：補助率1/3以内※補助上限あり）
- ・移住者機械等支援事業（移住者による機械の購入費等に対する補助：補助率1/3以内※補助上限あり）
- ・スマート農業推進モデル事業（スマート農業機械の購入費等に対する補助：補助率1/2以内※補助上限あり）